

瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

瀬戸市議会議長 小 澤 勝

瀬戸市議会告示第 1 号

瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年瀬戸市議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(個人識別符号) 第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)から(5)まで <省略> (6) 私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）第 4 5 条第 1 項に規定する <u>加入者等記号・番号等</u> (7) 国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）第 1 1 2 条の 2 第 1 項に規定する <u>組合員等記号・番号等</u> (8) 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 1 条の 2 第 1 項に規定する <u>被保険者記号・番号等</u> (9) <省略> (10) 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 9 3 条第 1 項第 1 号の免許証の番号 <u>又は同</u>	(個人識別符号) 第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)から(5)まで <省略> (6) 私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）第 4 5 条第 1 項に規定する <u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u> (7) 国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）第 1 1 2 条の 2 第 1 項に規定する <u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (8) 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 1 条の 2 第 1 項に規定する <u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u> (9) <省略> (10) 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 9 3 条第 1 項第 1 号の免許証の番号

<u>法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号</u> (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u> (12及び13) <省略> (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>被保険者番号等</u> (15)から(17)まで <省略> （要配慮個人情報） 第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。 (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。 アからウまで <省略> エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度であるもの (2)から(5)まで <省略> （個人の権利利益を害するおそれ大きいものの） 第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)及び(2) <省略> (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>議会に対する行為による保有個人情報</u>（議会	(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (12及び13) <省略> (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者番号</u> (15)から(17)まで <省略> （要配慮個人情報） 第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次の各号に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。 (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。 アからウまで <省略> エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>厚生労働大臣</u>が定める程度であるものの (2)から(5)まで <省略> （個人の権利利益を害するおそれ大きいものの） 第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)及び(2) <省略> (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>保有個人情報の漏えい等</u>が発生し、又は発生
--	--

<u>の事務局の職員が取得し、又は取得しようとして、</u> <u>している個人情報であって、保有個人情報として</u> <u>取り扱われることが予定されているもの</u> <u>を含む。)</u>の漏えい等が発生し、又は発生した おそれがある事態 (4) <省略> 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。 (1) <省略> (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報<u>(前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。)</u>の項目 (3)から(5)まで <省略> (個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第8条 <省略> 2から7まで <省略> 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。 (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。） ア及びイ <省略> (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項	したおそれがある事態 (4) <省略> 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。 (1) <省略> (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目 (3)から(5)まで <省略> (個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第8条 <省略> 2から7まで <省略> 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。 (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。） ア及びイ <省略> (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録す
---	--

を記録するもの 9 <省略> (開示請求等における本人確認手続等) 第11条 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。 (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの (2) <省略> 2から5まで <省略> (開示決定等の<u>際に通知すべき事項</u>) 第12条 <省略>	るもの 9 <省略> (開示請求等における本人確認手続等) 第11条 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。 (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの (2) <省略> 2から5まで <省略> (開示決定等の<u>通知</u>) 第12条 <省略>
---	--

第5号様式中「☐健康保険被保険者証」を削り、「次の書類を」の次に「提示し、又は」を加える。

第6号様式中「同封の」を「同封又は裏面の」に改める。

第15号様式及び第21号様式中「☐健康保険被保険者証」を削り、「次の書類を」の次に「提示し、又は」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。